

TOYAMATCH企業間連携イベント事業実施要綱

（目的）

第1条 この事業は、企業等が連携し、出会いや交流、結婚を希望する当該企業等の従業員等に出会いの機会や結婚へのきっかけづくりを提供するとともに、自立性と継続性のあるイベントの横展開を図ることを目的とする。

（補助対象事業者）

第2条 TOYAMATCH企業間連携イベント事業費補助金の交付対象となる企業・団体等は次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) TOYAMATCH事業実施要綱に定めるTOYAMATCH応援事業者であること。
- (2) 営利を目的として結婚相手紹介業を営むものでないこと。

（事業実施事業者）

第3条 県は、別に定めるところにより審査を実施して事業の実施事業者（以下「実施事業者」という。）を決定する。

（事業内容）

第4条 事業内容は、企業等が連携し、出会いや交流、結婚を希望する当該企業等の従業員等を対象に出会いの場を提供するために実施する交流イベントであって、次の要件を満たすものとする。

- (1) 県内企業、団体等2者以上が連携し開催する交流イベントであること。
- (2) 参加対象者は、出会いや交流、結婚を希望する18歳以上の独身男女であること。
- (3) 参加者は、実施事業者又は実施事業者が連携する企業等が雇用する従業員等から募集すること。また、1回あたり実績で男女計10名以上の参加者があること。
- (4) 事業は、営利を目的とせず、参加者から参加費を徴収する場合は、その総額が参加者全体が消費する経費（飲食代等）の実費程度であること。
- (5) 交流イベントを実施する場合は、カップル成立率を高めるための工夫を十分検討すること。
- (6) 事業終了後、参加者にアンケート調査を行い、その結果をとりまとめたうえで事業を評価すること。

（事業実施上の留意点）

第5条 実施事業者は、次のことに留意して事業を実施しなければならない。

- (1) 参加者からの苦情や参加者間のトラブルについては、実施事業者において責任を持って対応すること。
- (2) 事業の実施にあたって、特定の商品販売、斡旋又は本事業以外のイベント等への勧誘を行うなど、事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。

- (3) 実施事業者は、アルコールの提供を伴う事業を実施する場合は、公共交通機関の利用やシャトルバスの手配など参加者の交通手段を確保するとともに、事前に参加者が飲酒運転しないよう対策を徹底すること。
- (4) 事業の実施にあたって知り得た個人情報は、実施事業者の責任の下で厳重に管理し、他の目的に利用しないこと。
- (5) 参加者の個人情報の問い合わせについては、事前事後を問わず応じないこと。
- (6) 参加者間の個人情報の交換については、個人間の自己責任において行わせること。

(県の助成)

第6条 県は、実施事業者が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年度分の事業から適用する。